

沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 改正の経緯及び必要性

平成31年第2回教育委員会会議において、生涯学習推進監を廃止する沖縄県教育庁組織規則の一部改正を行った経緯から、沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の規定を整理する必要がある。

2 改正の概要

職制上の段階として掲げる職から生涯学習推進監を削除する。（第1条関係）

3 公布日（公報登載日）及び施行年月日

公 布 日 平成31年3月29日

施 行 年 月 日 平成31年4月1日

4 新旧対照表

別添参照

新旧対照表

沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
(現業務以外の職務に係る標準的な職)	(現業業務以外の職務に係る標準的な職)
第1条 現業業務に從事する職以外の職の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。	第1条 現業業務に從事する職以外の職の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。
職制上の段階	標準的な職
3 課長	標準的な職
3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、学力向上推進室長及び全国高校総体推進室長、学力向上推進室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、学力向上推進室長及び教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長並びに教育センターの所長を除く。）、規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階	標準的な職
6 第2条 (略)	(略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。